



(別紙4)

八戸市立市民病院照明設備LED化事業に関する基本協定書

八戸市（以下「甲」という。）と、*****（以下「乙」という。）は、八戸市立市民病院照明設備LED化事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、本事業において、本事業公募型プロポーザル実施要領に基づき、甲による審査及び甲乙協議の結果により、乙を受注者とし、今後の賃貸借契約締結に向けた詳細協議及び必要な業務を行うことを目的とする。

（事業スケジュール）

第2条 本事業におけるスケジュールは、乙のプロポーザル提案書を基に甲乙協議の上、決定するものとする。

（賃貸借契約）

第3条 賃貸借契約は、甲と乙が締結することとする。現時点での賃貸借契約の条件は以下のとおりとなることを確認する。

（1） 賃貸借料総額：***円（うち消費税及び地方消費税の額 **円）

（2） 賃貸借期間：5年間（令和**年**月**日～令和**年**月**日）

2 賃貸借契約の約款等詳細内容については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第4条の事前調査及び第6条の施工に際し、LED対象台数の増減、仕様変更が発生した場合は、甲乙協議の上、契約金額及び賃貸借開始日を変更するものとする。

（業務計画の作成）

第4条 乙は、本協定の締結後、仕様書に基づき速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

（現地調査及び施工計画の策定）

第5条 乙は、第4条の業務計画作成後、仕様書に基づき現地調査を実施しなければならない。

2 現地調査に際して、あらかじめ甲に連絡し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、現地調査の完了後、仕様書に基づき施工計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

2 甲は、前2項の現地調査及び施工計画の作成に当たり、乙に対して必要な資料等の提供について協力するものとする。

(LED 照明設備の調達及び施工)

第6条 乙は、仕様書及び甲から承認を受けた施工計画書及びに基づき、LED 照明設備の調達及び施工を行わなければならない。

2 乙は、施工に際して施工責任者を置き、甲へ通知するものとする。

(既存照明設備の撤去、運搬、廃棄)

第7条 乙は、前条の作業に伴い発生した産業廃棄物を処理するにあたっては、排出事業者としての責任を負い、関連法令及び仕様書に基づき、適切に処理すること。

(有効期間)

第8条 本協定書は本協定書締結の日から効力を発し、賃貸借契約締結の日をもってその効力を失う。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、基本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 八戸市田向三丁目1番1号
八戸市
八戸市立市民病院事業
管理者 今 明秀

乙 所在地 八戸市*****
商号又は名称 株式会社*****
代表者職氏名 代表取締役 ** **

